

「優性思想、政策は今も生きている」

2022年03月28日

優性思想、政策という言葉から、誰もが、ヒトラーが率いたナチズムのユダヤ人を抹殺しようとした「ショア」を連想するだろう。一民族を消滅させることなどできることではないが、600万人を殺害した狂気はおぞましい限りである。それだけでなく、障害者、同性愛者も、社会に不要として殺害していった。戦争は効率の悪いものを不要と見なす非情さを生み出す。

2016年、知的障害者福祉施設「津久井やまゆり園」で多数の死者、重軽傷者が出た事件に驚愕させられた。犯人の植松聖は、障害者本人は不幸で、周りにも不幸をもたらし、経済的にもマイナスな存在で、不要であるから、殺傷事件を起こしたと言いつつ、役に立つ者だけが生きる意味を持ち、役に立たない者は死ねという優性思想を、そのまま断行したのである。また、彼を不要の人間として死刑宣告したことにも疑問を持つ。

優性思想は、「らい予防法」によりハンセン病者に適応され、厳格な隔離政策が取られ、子どもを産むことが許されず、妊娠したら強制堕胎をさせられ、治療法が確立しても、1996年まで続いた。また1948年に、優性・母体保護の名目で、「優生保護法」が制定され、断種手術、中絶、避妊を可能にした。戦後、人口増加を規制する目的もあったが、この法は知的・精神的障害者などに適応され、子どもを産むことを認めないことにした。優性思想に基づく障害者差別と受け取られ、1996年になって、やっと「母体保護法」に改定された。優性思想はいつの時代にも生きて、その政策が取られ続けてきた。優性思想、政策は人間にまわりついた原罪・業のようなものである。

中国では現在、あまりに過酷な競争社会の中で、氣力を失った「寝そべり族（躺平族）」という若者が増えているという。結婚し、子どもを持つことを諦め、家や車を持つことも断念し、夢や野望も持たず、気ままに、自由にその日暮らしをしている。「寝そべり族」の出現は意図して作り出したものではないが、社会の構造が、優性政策をおのずと生み出したと言えるのではないか。日本においても、非正規労働者が4割を占め、年収200万円以下の人が1200万人いる。この数字が全てを指しているのではないが、この人々の中には、家庭を持つことを諦めている人が大勢いるであろう。経済最優先の思想が、弱者と言われる人々を社会の片隅に追いやった優性政策ではないか。優性思想という言葉で言われていないが、実質、優性政策が現在も実行されている。まず、自分の中にある優性思想を見つける。そして、優性政策的なことには「反対」の声を上げ続ける。強い者が奢り、弱い者を排除する社会は醜悪であるからである。

この優性政策に関し、最近、画期的な判決が二つあった。一つは、2月22日大阪高裁が、旧優性保護法の下で、不妊手術を強いられた聴覚障害のある夫婦と知的障害のある女性に初めての国家賠償を命じる判決を出した。続いて、3月11日東京高裁で、14歳の時、強制不妊手術を受けた男性に、国家賠償を言い渡す判決が出された。両方とも、一審の地裁では、損害賠償請求権が消滅する除斥期間の20年を過ぎているので、賠償請求を棄却した。大阪高裁は、訴訟提起の情報を知らず、除斥期間の適応は制限され、その効果は生じないと逆転判決を出した。東京高裁の平田豊裁判長は、「旧優性保護法は立法目的が差別思想に基づくもので、正当性を欠き、極めて非人道的で憲法に違反する」と厳しく判決している。この判決は重い意味がある。国は控訴しないで、判決に従ってほしい。そして今後、優性思想、政策を抑え込んでいく力になるように働くことを期待する。